

## 第2回香取市総合教育会議録

香取市総合教育会議

1 期 日 平成27年7月29日(木) 開会 午前10時00分～  
閉会 午前11時15分

2 場 所 市役所4階 庁議室

3 出席委員 市長 宇井成一  
教育長 山本有香  
教育長職務代理者 東陽一  
教育委員 野中達治  
教育委員 平塚智子  
教育委員 平山茂治

4 出席職員 教育部長 林高志  
教育総務課長 畔蒜孝  
学校教育課長 増田進一  
生涯学習課長 伊奈亘  
教育総務班長 門井明子

### 5 司会進行

教育総務課長

ただいまから香取市総合教育会議を開会いたします。  
私、教育総務課長が、本日の司会進行を務めさせていただきます。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

### 6 市長挨拶

教育総務課長

ここで、本会議の主催者であります宇井市長からご挨拶を申し上げます。

市長

おはようございます。

本日は、第2回となりました香取市総合教育会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。総合教育会議では、「教育行政の大綱の策定」「教育条件整備など重点的に講ずべき施策」そして「児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置」について、教育委員会の皆様のお力添えを頂戴しながら、香取市として講ずべき案件を協議・調整をしまいたいと思っております。

さて、皆さまご存知のように、先日、岩手でいじめを受け自殺したとみられる問題があったわけですが、もともこの教育委員会制度の変更とい

うのは、いじめ対策であったと思うわけであります。

また、大綱については、出来るだけ早い時期に策定したいと思っておりますが、千葉県総合教育会議では、知事が定める「大綱」に道德教育の推進や教職員の資質向上を盛り込み、親を敬う心など家庭教育の重要性を指摘されたそうであります。香取市といたしましては、香取市総合計画を上位計画とする教育ビジョン・教育振興基本計画ができておりますので、これを参酌しながら幅広く皆様と意見を交換し、香取市の実情を踏まえた「大綱」を策定してまいります。

未来の香取市を担う子どもたちのために、皆様方のお力添えをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

教育総務課長

それでは、これから議事に入りますが、議事進行につきましては、香取市総合教育会議運営要綱第3条によりまして、市長が行うこととさせていただきます。

なお、会議録を作成するため、会議の状況を録音させていただきます。また、作成した会議録は、市のホームページに掲載し、市民の皆様へ、情報発信していく予定です。

市長よろしくをお願いいたします。

## 7 議 題

議長(市長)

それでは、要綱の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。早速、議事に入りたいと思います。

### (1)教育施策について

議 長

「議事1 教育施策について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

教育施策全般についてですが、本日は、テレビ新聞等で取り上げられております、いじめ問題について取り上げたいと思います。

「いじめ対策の現状と課題」について、総合教育会議において共通認識をもち、情報を共有するという観点から、ご議論をいただくため、香取市におけるいじめ対策の現状について学校教育課長からご説明いたします。

学校教育課長

本市のいじめ防止対策について申し上げます。

まず、いじめは未然防止が最も大事だと考えております。学校は、安全で安心できる場でなければならないという認識のもと、各学校においては全ての教育活動を通して互いを尊重し、児童生徒の相互の人間関係づくりや教職員の人間関係作りに努めております。

道徳をはじめ、各教科の授業や部活動で、「思いやりの心」「規範意識を高める」「集団とのかかわり」について指導しております。

また、学校教育課指導主事が学校訪問を行い SNS の講習会を、生徒及び教師向けに行っています。また、香取市いじめ問題対策連絡協議会を発足したわけですが、学校・保護者・関係機関が一体となって、いじめの予防、早期発見、対応の在り方を検討する協議会であります。

各学校への働きかけについてですが、「ストップいじめ」のリーフレットを配布し啓発に努めるとともに児童生徒の学校生活全般の悩みの相談を受け付ける「ホットダイヤル」を設けております。

いじめ防止対策推進法が策定されてから、2年が経つわけですが、市としてもいじめ防止の方針を策定し、4月に各学校に通知いたしました。各学校では、いじめ防止基本方針が義務づけられていますので、現状の見直しをすすめております。

また、いじめの早期発見のため、児童生徒・保護者にアンケートを実施しております。このほか教育相談を充実させ、「生活記録ノート」「連絡帳」の点検をすることにより、いじめの早期発見と迅速な対応に努めております。いじめは、どの学校でも起りうるとの認識のもとに本市の「いじめ防止対策」について検討し、「生活記録ノート」の活用、アンケートの実施時期方法について、指導いたしました。

夏季休業を控えていましたので、きめ細かな指導を行っております。  
以上でございます。

議 長 「いじめ防止対策の説明」について、ご意見はございますか。

教育委員 アンケートは、何回くらい行っていますか。

学校教育課長 学校によって違いはありますが、保護者向けは年2回、児童生徒向けは年2回から毎月行っているところもあります。

議 長 報道では「生活ノート」に SOS があつたが、担任だけでは目が届かないところもある。第三者がチェックすることも必要ではないか。個人の秘密もあるので、責任を持てる者（生活指導担当教諭等）が、目を通すことはできないのか。

学校教育課長 実態といたしましては、担任が、朝、集めて休み時間、空き時間等を使って自分の学級の「生活記録ノート」を見ます。相談したほうが良い内容については、学年主任等と相談しております。

30人を超える学級では、空き時間に見るのが精いっぱいなのかなと思います。全ての生活記録ノートに第三者が目を通すというのは学校規模や体制等によってできるところとできないところがあります。

担任が危機意識を感じたときは、管理職・学年主任等に相談が必要だと思います。

議長 担任の危機意識というのは、一生懸命で気付かないので、渦の外の人でなければ、気付かない。

「生活記録ノート」を全校でやっているのであれば、見過ごさないでほしい。

担任の先生が一人で問題を抱え込まないようにし、責任の持てる方と問題を共有することが大事なのではないかな。

自ら、問題提起をする環境は大切だが、やらない人はやらないので問題提起するシステムをつくってしまったほうがよい。

学校教育課長 職員が、相談しやすい環境と職場作りをしていかなければならないと思います。

議長 大勢のなかで自ら、問題提起しやすい環境作りも重要だが、それを待つのではなく、問題提起するシステムをつくってしまったほうがよいと思うが、先生が集まって問題を協議する場は、有るのか。

学校教育課長 有ります。

議長 そういうことは必要だよね。  
ほか、どうですか。

教育委員 担任の先生が、上に（管理職や学年主任）相談できないようなことはないでしょうか。例えば、先生個人の評価につながるようなことがあったりすると、システムをつくっても問題をあげてこないのではないのでしょうか。

学校教育課長 以前は、学級の出来事について閉鎖的な部分もありましたが、今は、何か起きた際には、個人の考えだけでなく学年主任等に相談し、どのように対応したらよいか組織で考え対応しています。いじめは、組織で解決するものだと先生方も認識しています。

教育委員 私たちは、校長先生方を信じていますし、校長先生は先生方を信じて動いていると思いますし、全てがかみ合って効果があります。

大きな形として、障害になるものを絶対につくってはいけないので、教育委員会・学校・家庭の連携を密にして進んでいかなければならないと思います。

- 議 長 いじめは、一度おさまっても再発する。むずかしい。
- 教育委員 子どもの心を強くするしかないのかなと思います。
- 議 長 岩手県の先生は、生徒を力づけよう頑張らせようと一生懸命だった。だからこそ、見えない部分が出来たのではないか。せっかく生活記録ノートがあるので、上手く使ってほしい。
- 教育委員 いじめを見つけるためには、アンケート・教育相談等で連絡をとることと、職員会議の前に、学年会議を実施していますが、ここで生徒指導について話題にしなくてはならない。若い先生やあまり話さないおとなしい先生からもクラスの状況を聞くしかないと思います。
- 議 長 職員会議・学年会議を、全ての学校で統一してはどうか。
- 学校教育課長 学校規模が違ったり、学校によって会議のもち方も異なったりするので、統一を図るのは難しいと思います。
- 教 育 長 基本的に学校の経営は校長先生に任されていますが、学校の規模・環境が学校により、大きく異なります。全校30人の学校と800人の学校とは同じにならないですし、いじめの内容が違えば、解決方法も違います。ですので、そこは個別に考えていかなければならないですし、一律にこうあるべきとは、ならないのです。
- 「生活記録ノート」が、学校でどのような位置づけになっているのが問題で、連絡ノートであり事務的な意見交換をするものであれば、誰かが見るということも出来るのですが、秘密性の高い交換ノートの場合、子どもの了解なく第三者に見せるのは約束違反となったり、子どもの人格を傷つけたりするので、他の先生が見る訳には、いかないのです。もし、そうするのであれば、この連絡ノートは第三者がチェックしますと、親に言うておく、あるいは子どもに言うておき合意を得なくてはならない。そうすると今度は、誰かが見るから書かないというように、ものすごく、メンタルが複雑に絡んでくるので、そこをクリアしながら、どうやってSOSをつかんでいくかということを考えることになります。
- 香取市の場合、多くが単学級ですので幼稚園から中学校卒業まで一緒ということが考えられます。先ほど市長がおっしゃったように、いじめは、表面的におさまったとしても、それが、くすぶってしまいますと再発するだけでなく、本当にその感情を解決できないまま、人生を引きずってしまうのです。ですから、子どもたちの中で解決できるような仕掛けもあわせて行わなければならないのです。
- 子どもたちの心を強くしなければならぬということと、いじめを先生

が適格に見抜く力をきちんと学習しなければならないのです。

連絡帳であれば、誰かがチェックすることも必要かもしれない、そこは校長先生が責任をもってハンドリングしていく、そのうえで私たち教育委員会が校長先生の判断を尊重しながら、必要に応じて第三者も介入できるようにする。そこを手厚くする方法を考えた方がよい。

第三者が見ているという状況をどのように作っていくかが大切なのです。研修会で、色々なケースをひたすら示していくしかないのです。子どもにとっては、運が悪かったでは、済まされないのです。

教育委員 先生の教育をどうするか、子どもの指導体制をどうするか、いじめ問題対策連絡協議会というものもあったが、これらをどのようにしていったら良いのかなと思っていますが。

議長 いじめ問題対策連絡協議会の内容を、教えてください。

学校教育課長 人権擁護委員・警察生活安全課・児童相談所・法務局の職員・校長会・PTAの役員に委員となっただき、いじめ防止対策について事案等を用いて検討していきます。今年度は、年3回を予定しております。

議長 どんな事案があるのか教えてください。

学校教育課長 実際のいじめについては、からかいによる言葉のいじめ、暴力、SNS等による事案があります。

教育委員 協議会と現場の繋がり、どのようになっているのか

学校教育課長 学校で起きたことについては、教育委員会・関係機関と連携して情報共有しています。また、子育て支援課、市民活動推進課にも委員さんがいらっしゃるので連携を図っており、今後の指導に活かしていきます。

教育長 このいじめ問題対策協議会は立ち上げが平成26年で、会の規約を定め、関係部署で連携して情報を共有しましょうというところまでできたところです。これを、どのように運用していくかは、これから作り上げていかなければなりません。家庭環境も影響しますので、いじめは背景事情を調べながら対応していかなければならないのです。

議長 これからも、色々な事を協議されていくでしょうから、良案・事例等は周知されるようにしていただきたい。

その他、ございませんか。

教育委員                    いじめ問題対策連絡協議会ですが、専門的な先生を置いている地区もあると聞きますが、専門的に見てくれるような補助教諭を市として派遣できないか。

教 育 長                    スクールカウンセラーは、今どれくらいいますか。

学校教育課長                県からの派遣ですが、中学校 8 校と佐原小学校に配置されています。

議 長                        カウンセリングは 1 度きりでは、効果が出ない。  
たびたび、そのような機会をつくり話を聞いてもらえることが重要ですので、専門職員を配置できると良いのだが。

教育委員                    顕著に表れるのは、中学 1 年生と聞いていますが。

議 長                        香取市のいじめ対策については、これからも続けていただきたいと思  
います。

「議事 1 の教育施策について」のご意見は、よろしいでしょうか。

## (2)大綱の策定方針（案）について

議 長                        「議事 2 大綱の策定方針について」を議題といたします。これにつ  
いて、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長                教育の振興に関する施策の大綱の策定方針（案）について、ご説明いた  
します。

大綱策定の基本的な考え方ですが、4月に改正された地方教育行政法の中  
で、大綱の記載内容についての定めは無く、自治体の判断により決定す  
るとあります。大綱は目標や施策の方針について定めるものであり、詳細  
な施策を定めるものではありません。

大綱は「教育振興基本計画」を参酌して教育委員会と協議のうえ市長が  
定めることとなります。

その後、新教育委員会制度下における「大綱」と香取市総合計画・香取  
市教育ビジョン・教育振興基本計画との関連性について説明したうえで、  
上位計画の香取市総合計画との関係、香取市教育ビジョンとの整合性から  
後期教育振興基本計画を大綱とすることも可能であるということになりま  
す。

議 長                        計画の期間は、上位計画の香取市総合計画と香取市教育ビジョンの計画  
期間が 2 年間ずれているので、香取市総合計画の後期基本計画が満了する  
平成 30 年に、これを合わせてはどうかということですよ。

教育総務課長           はい、そうです。

議     長                では、平成30年まで大綱は、どうするのか。

教育総務課長           文部科学省の取り扱い通知には「教育振興基本計画」を定めている市町村については、その中の目標や施策の根本となる部分（香取市教育ビジョンの6つの柱）が大綱に該当すると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって「大綱」に代えることと判断した場合には、別途、大綱を作成する必要はないとあります。

議     長                平成27・28・29年度は、「香取市教育ビジョン」これを大綱とするのか。

教育総務課長           そのようなことも、考えられます。

議     長                若しくは、策定しないのか。

教育総務課長           改正法の中では、「大綱を定めるものとする」とあることから、「教育振興基本計画」を、大綱と位置付けることは必要です。

議     長                いずれにしても今年度中に「教育大綱」をつくらなくてはならない。しかし、「香取市教育ビジョン」を大綱と位置付けることもできる、そういう内容でございました。  
                          いかがでしょうか。

議     長                教育長のお考えは、どうですか。

教 育 長                教育振興基本計画はパブリックコメントを経て策定しております。現在も「教育振興基本計画」と「教育ビジョン」が二本立てになっておりますので、計画はシンプルに集約したほうが良いと思っており、これを大綱に位置付けたうえで平成29年度までは、これでいき、それと同時に平成30年からの第2期総合計画の教育大綱というようなものの原案をつくって、そこへ引き継いでいくような形を展開できれば良いのかなと考えております。

議     長                委員の皆様、いかがでしょうか。

                          教育長、事務局の説明のとおり、平成30年度から、10年間の香取教育振興基本計画が出来ますので、それに合致した形で「大綱」を作成し、



それまでの3年間については、現在の教育ビジョンの後期教育振興基本計画を大綱という形で位置付けさせていただきたい。よろしいですか。

教育委員 全員異議なし

議長 議事については、これで終了といたします。

## 11 その他

教育総務課長 次回、日程につきましては、調整させていただきまして、後日、ご連絡させていただきます。

議長 皆様方から、何かございますか。

議長 ないようですので、それでは、これで総合教育会議を集結いたします。

12 閉会 以上にて、議事の方が全て終了いたしましたので、これで閉会といたします。  
お疲れ様でした。